

藤沢市車両広告掲載等要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、藤沢市（以下「市」という。）が管理する車両（以下「車両」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 車両に掲載することができる広告の内容は、公共性、公益性を損なうおそれがないもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 求人広告に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見又は名刺を表したもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (9) 学校教育及び塾、予備校等に関するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの

(広告の色彩等)

第3条 車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和をそこなうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を車両に掲載する場合における広告の優先順位は、次の各号の順序とする。この場合において、第1号に掲げるもののうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち公共性の高い私企業に係る広告
- (3) 私企業のうち市内に事業所等を有する私企業に係る広告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたものに係る広告

(広告の掲載方法等)

第5条 車両への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムによるもの等とし、車両の本体に直接表示する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載期間及び掲載料金、掲載位置については、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報ふじさわ、藤沢市ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込手続等)

第8条 車両への広告掲載を申し込もうとする者（以下「広告主」という。）は、藤沢市車両広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添付（以下「申込書等」という。）して市長に提出するものとする。この場合、この市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

2 市長は、前項申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市車両広告掲載等決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。なお、広告の掲載を決定された広告主は、当該広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

3 広告主は、藤沢市屋外広告物条例（平成19年条例第23号）による許可を受けなければならない。また、許可を受けたことを証する書類を市へ提示しなければならない。

4 市長は、第2項の決定をする場合において、当該決定に係る1の広告の枠について申込書等を提出したものが2以上あるときは、当該申込書等を提出したもののうちから抽選により広告を掲載することができるものを決定する。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括してこの市に納入しなければならない。

(費用負担等)

第10条 広告の作成費用及び車両への掲載費用、また掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。なお、作成した広告には、屋外広告物許可済シールを貼付すること。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、第8条3項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第9条の期日までに広告掲載料を一括して納入しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

(既納の広告掲載料の不還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。
(委 任)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

* 広告の規格及び掲載料金、

車 種	規格 (cm) (縦×横)	掲載料金 (円)
公用車 (軽自動車)	(50 × 70) (左右両側面)	16,000
ごみ収集車	(60 × 130) (左右両側面) 片面の場合	38,000 19,000

* 掲載期間は、広告の掲載日から1年間です。

* 掲載位置は、市長が指定する車両の左右両側面です。

* 車両により仕様に若干の差違があります。必ず現地にて確認をお願いします。